

一般社団法人 日本リモートセンシング学会
役員候補選考に関する内規

1. 本内規は「役員候補選考に関する細則」を円滑に運営するために規定するものである。
2. 役員候補選考に関する細則第8条第4項に係わる選考手順と投票結果の審査方法については以下に示す通りとする。

役員候補選考から役員選出までの手順	時 期	実施機関
1) 役員候補公募の会告（改選定数の確定を含む）。	9月発行学会誌に掲載	理事会、事務局 編集委員会
2) 役員候補選考委員会の組織	12月末までに組織	会長が委嘱
3) 自薦、他薦による役員候補者名簿の整理（理事会（会長個人名による）推薦候補も含む。）	立候補締め切り直後	役員候補選考委員会
4) 役員立候補者個々の資格審査を行い、意思を確認した後に、理事、監事に分けて立候補者名簿を作成	2月初旬	役員候補選考委員会
5) 理事、監事のいずれかについて役員立候補者数が改選数を越えた場合は、正会員（個人）に改選数を越えた役職の立候補者名を記載した投票用紙と、改選数を越えなかった役職の立候補者名簿を発送する（公募により立候補者名簿が作成されたことを明記する）。（以下、手順7）～）	2月末日迄に発送完了	役員候補選考委員会
6) 理事、監事のいずれも役員立候補者数が改選数を越えない場合は、立候補者全員を役員候補者として選考し、会長に報告する。また、その旨を学会誌に掲載する。（以下、手順10）～）	2月定例理事会で報告	役員候補選考委員会
7) 郵送による投票	3月1日～3月20日頃	正会員（個人）全員
8) 投票用紙の開票作業	3月下旬頃	役員候補選考委員会
9) 開票結果を取りまとめて会長に報告する。	4月初旬頃	役員候補選考委員会
10) ①役員候補者の選考結果を会告として学会誌に掲載する。また、②定時総会における「役員候補」議案の原案を理事会に諮る。	①4月発行学会誌に掲載 （原稿締切りは3月）、②4月定例理事会	理事会 事務局
11) 定時総会に提出して議決を得る。 理事、監事の選任	5月中旬頃	定時総会
12) 理事会にて会長（会長の改選年次のみ）および副会長を選任する。	定時総会時（理事の選任後）	理事会

13) 定時総会にて会長（会長の改選年次のみ）および副会長の選任結果を報告する。	定時総会時（会長および副会長の選任後）	理事会
--	---------------------	-----

3. 役員立候補者（自薦、他薦）の資格審査

役員候補選考委員会は役員立候補者（自薦、他薦）の提出した書類を参考に、以下に列挙する点を中心にして資格審査を客観的に行う。

- 1) 本学会の正会員（個人）として定款第7条（経費の負担）及び第10条（会員資格の喪失）に定める内容を満たしているか否かについて
- 2) 本学会の会員履歴またはリモートセンシングに関する活動履歴について
ただし、会員履歴については、3年以上とする。また、（前記条件を満たさない場合には）他学会等におけるリモートセンシングに関する活動履歴も同等に考慮する。さらに、リモートセンシングを業務とする組織の責任ある役職についている場合の活動も含めて考えることとする。
- 3) 監事立候補者については、上記1)～2)の条件に加えて、さらに役員経験があるか否か。

4. 投票の実施

- 1) 資格審査の後、立候補者数が改選数を越えない役職については、立候補者全員を役員候補者として選考する。
- 2) 資格審査の後、立候補者数が改選数を越えた役職については、選挙のための立候補者名簿を作成し、投票を実施する。

5. 投票結果の有効性

- 1) 投票は無記名とする。
- 2) 投票用紙に記名、或いは捺印等のあるものは無効とする。
- 3) ○印以外で表示したものは無効とする。
- 4) 改選定員数を超えて表示したものは無効とする。
- 5) 所定の投票用紙以外で投票したものは無効とする。
- 6) 期限を過ぎて到着したものは無効とする（期限内当日の消印まで有効）。
- 7) ○印の数の上位から定員までを選ぶ。
- 8) 最下位の○印の数が同数の場合は抽選により決める。
- 9) その他、疑義が生じた場合は役員候補選考委員会の裁定による。

6. 役員候補選考委員会の構成

「役員候補選考に関する細則」に基づいて、5名以内の委員で構成する。但し、役員候補立候補者並びに他薦の推薦人は役員候補選考委員になることはできない。

7. 役員候補選考委員会の運営

- 1) 委員会は委員が委嘱された時点で発足し、選考の結果（投票が行われた役職については正会員（個人）による選挙の開票結果）を会長に報告した時点で解散する。
- 2) 委員長は委員会の運営を総括する。

- 3) 委員会は委員全員の合意の下に運営する。
 - 4) 委員会で取りまとめた選考結果は委員長が会長に文書で報告する。
8. 理事会による役員候補者の推薦
- 1) 理事会は、次年度以降の責任のある本会の運営のため、以下の条件に基づく推薦を行う。
 - 2) 会長・副会長は、理事会開催前に理事からの推薦をもとに、以下に配慮した予備選考を行う。
 - ・ 次年度以降の学会活動、委員会活動の継続性を考慮する
 - ・ 理事の活動地域、学問分野、所属母体（産官学）のバランスに配慮する
 - 3) 理事会が推薦する次期理事候補者の数は、定款第19条（役員の設置）に規定される理事15名以上20名以内の総役員数を遵守しつつ、学会活動運営の最適化を図るための最適な人数とする。
 - 4) 理事会で議決された理事候補者、監事候補者を会長個人名で推薦する。
 - 5) 理事は他の候補者の推薦人になることはできない。
9. 本内規に定めた内容は理事会の議決を経て、変更する事ができる。

平成9年4月25日	制定
平成9年5月15日	施行
平成12年2月10日	改定
平成15年5月15日	改定
平成16年2月16日	改定
平成21年4月21日	改定
平成24年4月1日	改定
平成24年10月2日	改定
平成26年6月18日	改定
平成28年9月13日	改訂